

玉野市協働のまちづくり事業「フォローアップ事業」について

～補助金事業対象団体の伴走支援の流れ～



1、申請前相談会への参加

地域の課題を解決するために、協働のまちづくり事業補助金の活用を検討！
「こんなことをしてみたい！」という思いを聞かせてください。
補助事業制度についても説明します。

2、申請書の作成

作成のお手伝いが必要な方はご相談ください。



3、協働・交通政策課 (市役所2階)に提出

4、「みらい」から団体様に電話をして、フォローアップのご案内をします。

フォローアップ事業受託者 玉野SDGsみらいづくりセンター（略称：「みらい」）

5、フォローアップ（①事業実施前）

対面式で「みらい」から2・3名でお話を伺います。事業内容や詳しい計画について聞かせてください。その上で申請書の内容を修正する場合は、再度協働・交通政策課に提出してください。



6、玉野市協働のまちづくり事業補助金交付決定の連絡

7、交付決定後、事業開始

事業を開始してください。活動期間中、「みらい」が随時、相談・伴走支援を行います。



8、フォローアップ事業（②事業期間中）

事業の進捗状況や活動中の様子などについて、お知らせ頂く話合いの場を設ける場合もありますので、ご協力ください。また、困りごとなどがあれば随時ご相談ください。



9、事業終了、報告書の作成

事業終了後に補助金を使って活動した内容について、報告書を作成します。報告書の作成について相談がありましたらご連絡ください。



10、協働・交通政策課 (市役所2階)に提出

11、フォローアップ（③事業交流会）への参加

補助金を受けた翌年の7月頃に、同年に補助金を受けた他団体と交流会を開催します。取り組んだ活動を紹介・発表、交流する場として必ずご参加ください。日程は後日連絡いたします。

お問い合わせ

玉野市 地域振興部 協働・交通政策課（電話：0863-32-5567）

NPO 法人 玉野SDGsみらいづくりセンター 東りえ（電話：090-1356-3655）